

# よりそう、でんき [限定]

(東京エリア)

電気供給実施要綱

[ 低 圧 ]

令和2年4月1日実施

よりそう、でんき [限定]  
(東京エリア)

目 次

1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	契約容量	2
4	料 金	3
5	そ の 他	4
附	則	5
別	表	6

## 1 適用条件

(1) この電気供給実施要綱〔低圧〕（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者を除きます。以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当し，この実施要綱実施の際現に電気供給実施要綱〔低圧〕のよりそう、でんき〔限定〕（東京エリア）（令和元年 10 月 1 日実施）の適用を受けている場合に電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

イ お客さまが 1 年を通じてこの実施要綱の適用を希望されること。

ロ 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり，かつ，6 キロボルトアンペア以下であること。

(2) この実施要綱は，次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

## 2 実施要綱の変更

(1) 当社は，次の場合には，民法第 548 条の 4 の規定にもとづき，この実施要綱を変更することがあります。この場合には，契約期間満了前であっても，電気料金その他の供給条件は，変更後の電気供給実施要綱〔低圧〕によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により，この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合，当社は，変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給

等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更としない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

- (3) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、その内容について書面の交付、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

### 3 契約容量

契約容量は、1 キロボルトアンペア以上、かつ、6 キロボルトアンペア以下とし、次のとおり定めます。

- (1) 契約容量は、原則として標準約款 14（契約電力および契約容量）(1)にかかわらず、契約上使用できる最大電流（以下「当該最大電流」といいます。

す。) に応じて当該一般送配電事業者が取り付ける電流制限器その他の適  
当な装置 (以下「電流制限器等」といいます。) の定格電流または電流を  
制限する計量器により制限される電流にもとづき、別表 2 (契約容量の算  
定方法) により算定された値といたします。

なお、当該最大電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 ア  
ンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お  
客さまから申し出ていただきます。

- (2) お客さまにおいて当該最大電流が制限される装置が取り付けられている  
場合には、当該一般送配電事業者は電流制限器等または電流を制限する計  
量器を取り付けないことがあります。この場合の契約容量は、(1)にかかわ  
らず、標準約款 14 (契約電力および契約容量) (1)ロに準じて算定された値  
といたします。

#### 4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1 (再生可能エネルギー  
発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課  
金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2 (燃料費調  
整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、標  
準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引  
いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均  
燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニに  
よって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

##### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電  
気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 3 キロボルトアンペア以下の場合	858 円 00 銭
契約容量 4 キロボルトアンペア	1,144 円 00 銭
契約容量 5 キロボルトアンペア	1,430 円 00 銭
契約容量 6 キロボルトアンペア	1,716 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 18 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 58 銭

## 5 そ の 他

- (1) 当社は、標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。

# 附 則

## 実施期日

この実施要綱は、令和2年4月1日から実施いたします。

# 別 表

## 1 燃料費調整

- (1) 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イに定める  $\alpha$ ,  $\beta$  および  $\gamma$  の値  
 $\alpha$ ,  $\beta$  および  $\gamma$  の値は, 次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ロに定める基準燃料価格  
基準燃料価格は, 次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200 円
--------	----------

- (3) 標準約款別表 2 (燃料費調整) (2)に定める基準単価  
基準単価は, 次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
-------------	----------

## 2 契約容量の算定方法

本則 3 (契約容量) (1)の場合の契約容量は, 次により算定いたします。

- (1) 電流制限器等による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器等の定格電流 (アンペア)}}{\text{電流制限器等の}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 電流を制限する計量器による場合

$$\text{入力 (キロボルトアンペア)} = \frac{\text{制限される電流 (アンペア)}}{\text{制限される電流}} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

## 3 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式は, 次のとおりといたします。



$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 標準約款21(料金の算定)(1)ハに該当する場合は、(1)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

(3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「計量期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

#### イ 計量期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

#### ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。